

富津市地域公共交通計画変更認定申請書（案）の提出について

峰上地区において実施している交通空白地有償運送について、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用するため、補助金交付要綱第9条の規定に基づき、令和5年3月に策定し、令和6年3月に改訂を行った富津市地域公共交通計画を基に作成した地域公共交通計画の変更認定申請書を提出したく、ご協議いただくものです。

【参考】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 抜粋

（地域公共交通計画）

第7条 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条第1項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が6月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
 - 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
 - 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービス（活性化法第1条に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。）の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。
- 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
 - 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 別表1の補助対象事業の基準ホただし書（前条第2項の場合においては、別表3の補助対象事業の基準ホただし書）に基づき、活性化法法定協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統にあっては、当該運行系統の概要

六 別表 1 の補助対象事業の基準ニ（前条第 2 項の場合においては、別表 3 の補助対象事業の基準ニ）に基づき、活性化法法定協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された運行系統にあつては、当該市町村の一覧

七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（取組内容、実施主体、定量的な効果目標（収支改善率 1 %以上を原則）、実施時期及びその他特記事項）

（地域公共交通計画の認定の申請）

第 8 条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第 2 項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。

（地域公共交通計画の変更）

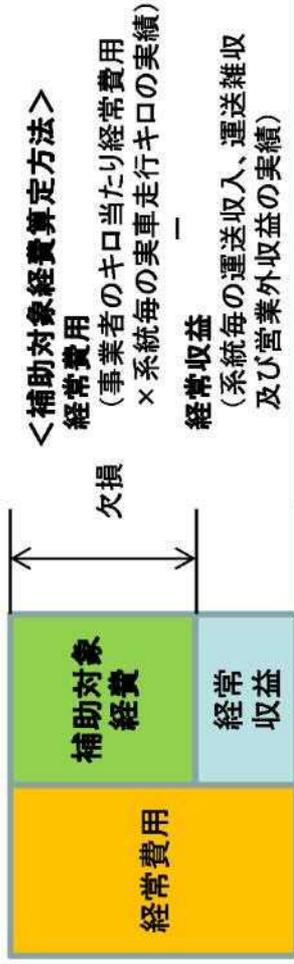
第 9 条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

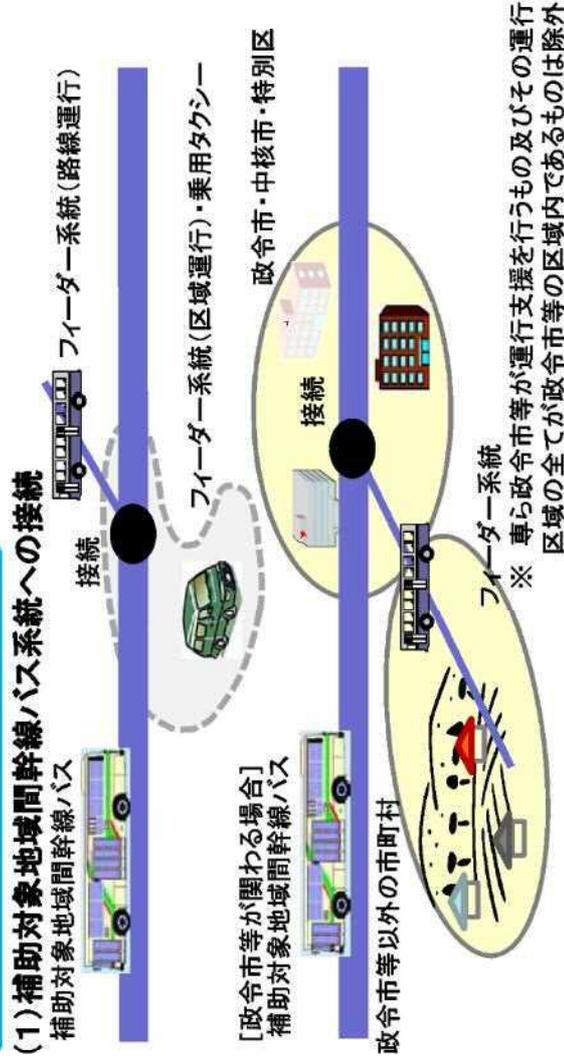
補助内容

- **補助対象事業者**
地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**
補助対象システムに係る経常費用から経常収益を控除した額

※ 令和6年度まではバス事業者も対象

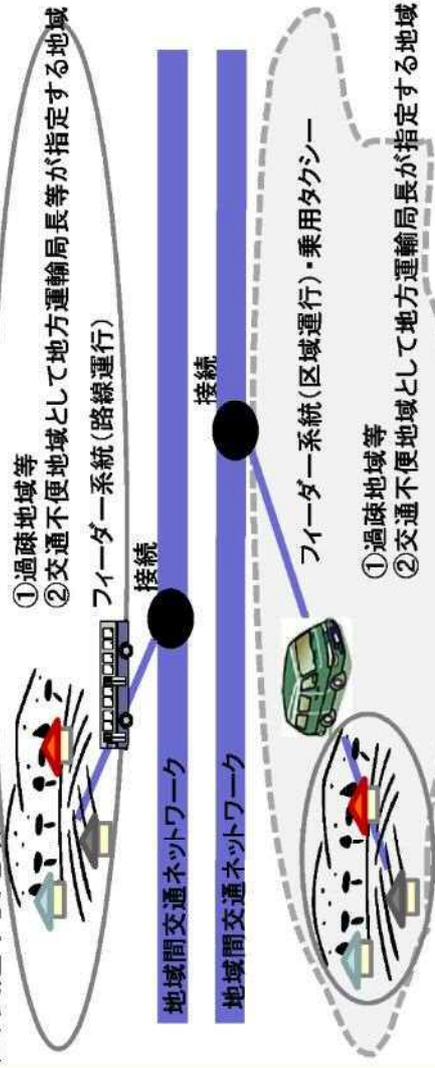


補助対象システムのイメージ



- **補助率**
1/2
- **主な補助要件**
都道府県または市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者(※)、自家用有償旅客運送者による運行であること
(※)過去に乗合バス事業等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る。
・補助対象地域幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
・補助対象地域幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
・新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けけるものであること
・乗車人員が2人/1回以上であること
(路線不定期運行、区域運行及び乗用タクシーによる運行を除く。)
・経常赤字であること

(2) 交通不便地域



* 地域間交通ネットワーク：黒字路線、鉄軌道(JR、大手民鉄等)も含まれるが、地域間幹線バスは、幹線性(複数市町村間、運行頻度)が必要
* 乗用タクシーによる運行は、過去に路線バス等による運行を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めたものであること。

(案)

様式第 1 - 2 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和 6 年 3 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 富津市地域公共交通会議
住 所 富津市下飯野2443番地
代表者氏名 会長 小 泉 義 行

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 5 年 9 月 2 6 日付け国総地第 8 3 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 6 年 3 月 日

○ 変更箇所

提出資料のうち、赤字で記載の部分

- ・富津市地域公共交通計画及び富津市地域公共交通計画別紙
- ・富津市地域公共交通計画記載箇所一覧表
- ・表 1 運行系統の概要及び運行予定者
- ・表 5 改善事業を行う地域の概要

○ 変更理由

峰上地区交通空白地有償運送事業の本格運行への移行に伴い、富津市地域公共交通計画への当事業の位置づけを行い、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用に向けた計画の変更認定を受けるため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

富津市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
富津市地域公共交通計画 79ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
富津市地域公共交通計画 80ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
富津市地域公共交通計画 88ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
富津市地域公共交通計画 83ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※峰上地区交通空白地有償運送を鴨川市地域公共交通計画に位置付けない合理的な理由

峰上地区交通空白地有償運送の利用方法において、利用者を富津市峰上地区の住民等のうち、事前登録した者に限定していること、鴨川市方面に輸送を希望する場合は、富津市内の運行エリアの中から移動する場合の送迎に対してのみ運行すること、また、鴨川市は本補助系統に係る費用負担を行っていないこと、の以上3点が理由として挙げられる。

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

令和6年3月 日

(名称) 富津市公共交通活性化協議会

※追加箇所については、赤字にて記載

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

富津市においては、市外へ通じる幹線交通である鉄道や地域間幹線を運行する路線バスを軸に、市域内に広範に廃止代替バスにより構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、商業施設や医療機関が集中している富津市北部や市から北に位置する木更津市の総合病院及び君津市の大規模な商店等が当市民の日常生活機能を担う中で、幹線交通が君津市等に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この幹線交通に通じる廃止代替バスが支線の役割を果たしている。しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生し、一部地域では、幹線交通と廃止代替バスの乗り継ぎが不十分であったり、幹線道路から離れている集落については、そもそも交通手段が確保されていなかったり、住民に不便を強いている状況にある。

このため、地域公共交通確保維持事業により、既存の交通機関で移動手段の確保が困難な地域について、竹岡地区及び峰上地区の自家用有償運送により移動手段を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

竹岡地区交通空白地有償運送の利用者数

令和6年度 (R5.10.1~R6.9.30) 900人

令和7年度 (R6.10.1~R7.9.30) 950人

令和8年度 (R7.10.1~R8.9.30) 1,000人

※目標設定の根拠…富津市地域公共交通計画で設定した、2026年目標値である1,000人を段階的に達成する設定として算出。

※参考…令和4年度 (R3.10.1~R4.9.30) 利用者数 800人

峰上地区交通空白地有償運送の利用者数

令和6年度 (R6.4.1~R6.9.30) 350人

※目標設定の根拠…富津市地域公共交通計画で設定した、2026年目標値である800人を段階的に達する設定として算出。

(富津市地域公共交通計画 P83、88)

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>交通空白地有償運送により、幹線道路から遠隔地に居住する竹岡及び峰上地区の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の移動ニーズ把握による定期的な運行内容の見直しや周知広報による利用の促進（NPO 法人わだち、NPO 法人峰上交通、富津市） ・各公共交通機関の運行ダイヤ、運賃などを網羅的に掲載した公共交通総合マップの作成・市内配布（富津市） ・ワークショップの開催、公共交通ニュースの発行など市の公共交通の現状に対する理解を深めるモビリティマネジメント施策（富津市） （富津市地域公共交通計画 P 88、93、95）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表 1 を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>富津市から交通空白地有償運送登録者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者から利用者数及び運行実績の報告を受け、評価を実施。 ・OD 調査の実施。 ・住民ヒアリング（住民懇談会等）の実施。
<p>7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
令和4年 6月 23日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、認定申請（令和5年度）に係る協議が調った。
令和4年 12月 21日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、令和4年度事業評価に係る協議が調った。
令和5年 6月 26日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、認定申請（令和6年度）に係る協議が調った。
令和6年 3月 日	地域公共交通確保維持改善計画について会議に諮り、変更認定申請（令和6年度）に係る協議が調った。
19. 利用者等の意見の反映状況	
市のホームページ等にて地域公共交通計画に関する意見を募集した。また、実施主体により地域住民向けの事業報告会を開催し、併せて意見交換を行い、利用促進に向け地域とともにさらなる周知活動を図る方策等について話し合った。	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県富津市下飯野 2443 番地

(所 属) 富津市企画政策部企画課公共交通係

(氏 名) 東出 涼

(電 話) 0439-80-1229

(e-mail) mb007@city.futtsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
富津市	NPO法人わだち	(1) 竹岡地区交通空白 地有償運送	天羽漁協 共同組合 センター	上総湊 駅	富津浅 間山BS	往17.0km 復17.0km	98日	343回			路線定期運 行	②(1)	市の基幹交通であるJR内房線 上総湊駅に乗り入れることによ り地域間交通ネットワークと接 続する	③
富津市 鴨川市	NPO法人峰上交通	(2) 峰上地区交通空白 地有償運送		富津市南部 (天羽地域)と 鴨川市西部 (大山地区)		往 km 復 km	50日	400回			区域運行	②(1)	市の基幹交通であるJR内房線 上総湊駅に乗り入れることによ り地域間交通ネットワークと接 続する	②
I I		(3)				往 km 復 km	日							
		(4)				往 km 復 km	日							
		(5)				往 km 復 km	日							

運行日数×1日当たりの
運行可能回数(8回)に
より400回とした。

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	富津市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	37,219
交通不便地域等	42,465

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
42,465	市全域	半島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
富津市地域公共交通計画	令和5年3月30日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

富津市地域公共交通計画 (改訂版)

令和5年3月

(令和6年3月改訂・フィーダー変更箇所のみ記載)

富津市

【 目 次（変更箇所） 】

頁

6 地域公共交通計画に関する基本的な方針

(2) 公共交通ネットワークのあり方

①公共交通の機能分担

- 各交通システムの機能分担79
- 幹線・支線の方向性80

7 計画の目標及び実施事業

(1) 目標及び実施事業

- 評価指標（個別事業）・評価指標（全体）・注釈欄83

(3) 実施事業の概要

【事業5】交通空白地有償運送の利用促進

- ①事業概要・注釈欄・②実施主体とスケジュール88

以 上

(2) 公共交通ネットワークのあり方

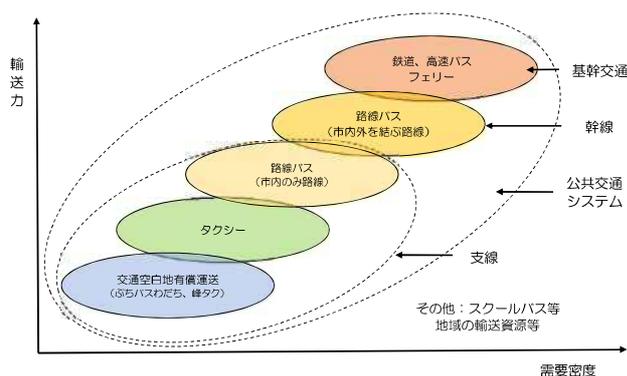
①公共交通の機能分担

市内の公共交通機関及びその他交通を、その果たす機能により分類し、役割や位置付けを明確にしたうえで、各公共交通等が提供するサービスの特徴を最大限に発揮し、適切な役割分担のもと緊密に連携しながら、利便性向上と効率的な公共交通ネットワークの構築を目指す。

■各公共交通システムの機能分担

機能分類		役割・位置付け
地域間交通	基幹	JR 内房線 ○東京・千葉方面及び周辺地域との広域的な移動を可能とし、また、市内外の公共交通による移動の大部分を占める、まちづくりの根幹に寄与する重要な機能を担う交通 ○公共交通機関の中で最も輸送力、輸送速度に優れ、定時性が高い運行が特徴
		フェリー ○南房総地域の海の玄関口である浜金谷港を起点に、人員とともに車両の輸送が可能であり、対岸の久里浜港との広域的な移動を可能とする交通
		高速バス ○東京駅、新宿駅、千葉駅、横浜駅及び羽田空港との広域的な移動を可能とする交通 ○鉄道と比較して、乗換回数が少なく、着席したまま移動可能で、目的地によっては鉄道を超越する速達性を有する輸送が可能
地域内交通	幹線	路線バス（市内外を結ぶ路線） : 富津線、イオンモール富津線、富津市役所・君津駅線、鹿野山線 ○市街地の居住地や生活利便施設、観光地、工業団地、学校等を連絡する近距離の交通手段で、主として日常生活行動での移動手段としての役割を担う交通 ○ 君津市、木更津市との移動を可能とし 、基幹交通の乗降場所とのアクセスを担う交通
		路線バス（市内のみ路線） : 湊富津線・笹毛線、竹岡線、戸面原ダム線 ○市街地の居住地や生活利便施設、観光地、学校等を連絡する近距離の交通手段で、主として日常生活行動での移動手段としての役割を担う交通 ○地域間交通の乗降場所とのアクセスを担う交通
	支線	タクシー ○ドア・ツー・ドアの少量個別輸送を担う移動手段で、多様なニーズにきめ細かく対応可能な機動性や柔軟性を有する交通 ○鉄道、路線バス等を補完し、目的地までの移動や、地域間交通までの移動手段としての役割を担うことが可能
		交通空白地有償運送 : ぶちバスわだち、 峰タク ○通院や買い物等地域内の移動サービスと交通空白地域の解消を担う交通 ○地域間交通までの移動手段としての役割を担うことが可能
その他特定の利用者等の移動を担う輸送資源 (公共交通を補完する移動手段)	介護タクシー	○要介護者や身体が不自由な人のための移動手段
	福祉有償運送	○他人の介助によらず単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な人の外出を担う移動手段
	スクールバス	○富津市立小・中学校への遠距離通学者のための通学手段
	無料送迎バス等	○病院、自動車教習所、観光施設、企業等の送迎用途
	互助による輸送	○住民間で無償提供される移動手段

■輸送力と需要密度との関係による各公共交通システムの位置付け



②各交通システムの基本的な取組みの方向性と地域公共交通確保維持事業の必要性

■幹線・支線の方向性

交通システム		取組みの基本的な方向性
基幹	JR 内房線	沿線住民向けの市内駅利用促進、観光資源を活用した来訪者向け企画商品等による利用促進
	フェリー	観光資源を活用した来訪者向け企画乗船券等による利用促進
	高速バス	富津浅間山バスストップの活用、観光資源活用による利用促進
幹線	富津線	千葉県、君津市、木更津市との連携、国の地域公共交通確保維持事業（幹線補助※1）を活用した持続可能な運行
	イオンモール富津線	君津市、商業施設と連携した利用促進
	富津市役所・君津駅線	君津市との連携、イオンモール富津線との接続、君津商業高校へ延伸検討
	鹿野山線	君津市、観光資源との連携、他の輸送資源の活用可能性検討
支線	湊富津線・笹毛線	日中帯の需要に応じた運行見直し、他の輸送資源との連携可能性検討
	竹岡線	フェリーとの連携、他の輸送資源との連携可能性検討
	戸面原ダム線	天羽高校との連携による利用促進、他の輸送資源との連携可能性検討
	タクシー	市タクシー運賃助成事業を活用した利用促進
	交通空白地有償運送（ぷちバスわだち、峰タク）	市移動手段確保等支援事業、本格運行系統は国の地域公共交通確保維持事業（フィーダー補助※2）を活用し持続可能な運行

※1 幹線補助

富津線は、富津公園から木更津駅西口間を連絡し、沿線住民の通勤通学、買物、通院等はもとより観光、ビジネスなど多様な目的で利用され、経由地である青堀駅では他モードと連絡し、公共交通ネットワークを構築する上で特に重要な役割を担っている。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

※2 フィーダー補助

ぷちバスわだち（竹岡地区交通空白地有償運送）及び峰タク（峰上地区交通空白地有償運送）は、それぞれの地区から通院や買物などの地域拠点がある湊地区周辺と連絡する地域内交通であり、地域の移動手段としての役割を担い、また、上総湊駅で JR 内房線との接続により広域への移動も可能となる。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要がある。

【事業5】交通空白地有償運送の利用促進

①事業概要

竹岡地区において平成31年4月から導入されている「ぷちバスわだち（竹岡地区交通空白地有償運送）」及び峰上地区において令和6年4月1日から本格運行を開始した「峰タク（峰上地区交通空白地有償運送）」については、交通空白地域の解消を担う地域内交通であることから、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用することで安定的な確保維持を目指し、地域の移動ニーズ把握による定期的な運行内容の見直しや周知広報による利用促進を検討する。

【参考】ぷちバスわだち（竹岡地区交通空白地有償運送）

平成31年4月本格運行開始
 運行地域 竹岡地区と湊地区周辺
 対象者 登録を受けた竹岡地区、湊地区の住民
 運賃 乗車区間等に応じ、300円または500円
 運行形態 定時定路線型運行



【参考】峰タク（峰上地区交通空白地有償運送）

令和6年4月本格運行開始
 （実証運行期間 令和4年12月～令和6年3月）
 運行地域 峰上地区と湊地区周辺
 （鴨川市大山地区の一部を含む）
 対象者 登録を受けた峰上地区住民とその親族等
 運賃 乗車区間等に応じ、300円から700円
 運行形態 区域型運行



②実施主体とスケジュール

（年度）

事業	実施主体	実施項目	2023	2024	2025	2026	2027
運行を通じた運行内容の見直し	NPO 法人わだち	運行内容見直し(随時)	→	→	→	→	→
	NPO 法人峰上交通	実証運行・課題整理	→				
		運行内容見直し(随時)		→	→	→	→
	富津市	協議調整	→	→	→	→	→



富津市地域公共交通計画

発行年月 令和5年3月（令和6年3月改訂）

発行 富津市地域公共交通会議

〒293-8506 富津市下飯野2 4 4 3 番地

Tel 0439-80-1229

ホームページアドレス

<http://www.city.futtsu.lg.jp/>

Eメールアドレス

info@city.futtsu.chiba.jp

編集 富津市企画政策部企画課公共交通係